

# ksk-info

「ksk」とは川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業の略称です【Kawasakisishakyo Shakaifukushihoujin Keieikaizensenjigyo】

発行元 社会福祉法人 川崎市社会福祉協議会  
福祉部 施設・団体事業推進課内  
社会福祉法人経営改善支援事業担当

電話 044-739-8722 (相談専用)

FAX 044-739-8737

E-mail [keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp)

H P <http://www.csw-kawasaki.or.jp>

「ksk-info」は川崎市社会福祉協議会社会福祉法人経営改善支援事業が4半期に1度発行している情報誌です。配信希望の川崎市社会福祉協議会会員の法人・施設にメールまたは、FAXにて社会福祉事業の経営に関する情報や豆知識等をお届けしております。法人・施設内で情報を共有してご活用ください。

## 経営相談

社会福祉事業者の経営知識・法人運営に関する相談を受け付けております。

無料

### 経営改善支援事業とは？

川崎市内で運営している社会福祉法人が健全な運営を図り、利用者が安心して継続的なサービスを受けられる環境を確保するための事業です。

社会福祉事業者が抱える「悩み相談」から経営の健全化を目指す法人をサポートいたします。

※相談内容、利用した法人名等の守秘義務が課せられており、情報は事業に係る職員のみで取扱いを行っております。

事業案内チラシはこちらをクリック

### 【相談方法】

- ①悩みがあったらご連絡ください(メール・電話・FAX ご都合のよい方法で)
- ②市社協で相談受付後、後日コンサルタントによる回答をメール(FAX)でご返信いたします(相談内容によっては対応が難しい場合もございます)
- ③面談・訪問相談も可能です(日時は要相談)

#### 受付時間

- 電話：月曜日～金曜日 9時～16時
- メール・FAX：随時受付

#### 連絡先

- 上記電話番号・FAX 又は [E-mail](mailto:keieisoudan@csw-kawasaki.or.jp) にてご連絡ください。



## 研修会情報

※前回お伝えさせて頂いた研修会情報に変更がありました

前回10月14日とお伝え致しました下記研修会ですが、川崎市主催の研修会との調整の為10月14日→**11月14日**へと変更になりました。法人にとって大変大きな準備が必要な今回の法改正について、要点を再確認し皆様の疑問を解消していただけるよう、川崎市と川崎市社協が連携した形での研修会を開催する予定です。皆様の参加をお待ちしております。 **※詳しくは後日法人様宛に通知文を郵送いたします**

参加無料

法改正  
最終確認の  
研修会開催!

#### 研修内容

続・社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人の準備について

#### 開催日時

11月14日(月) 13:30～16:00

#### 会場

川崎市総合福祉センター 7階 大会議室

#### 対象

各社会福祉法人の理事長・理事・評議員・施設長

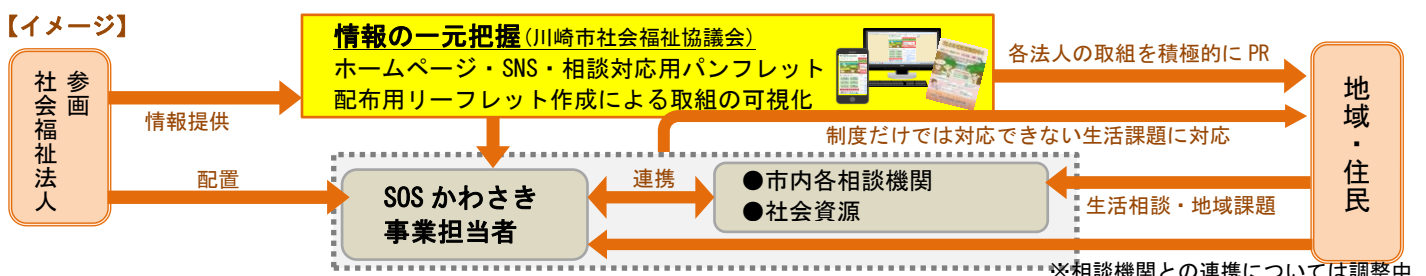
## 地域生活支援 SOS かわさき事業について

川崎市社協、法人経営者部会は今回の改正社会福祉法に対応した形で、地域における公益的な取組の協働事業として「地域生活支援 SOS かわさき事業」の実施に向けた検討を進めています。この事業では、川崎市社協が事務局となり、市内の高齢・障害・保育・児童の法人が参画しオール川崎として連携して地域内の制度の狭間・谷間を含めた生活課題の解決に向けて取り組みます。 **※詳しくはお問い合わせください(☎739-8716 事務担当 地域推進課)**

### 具体的な事業の概要

- 参画法人は1箇所以上「SOS かわさき事業担当者」を配置し地域内の制度の狭間・谷間を含めた生活課題をはじめとした相談対応を行う。
- 「法人の自主的な地域公益活動」と「専門的領域」のネットワークを強化し地域住民の生活課題に対応する。
- ホームページ等を通じて各法人・施設の取組を積極的に情報発信する。

### 【イメージ】



相談担当専門家からの

あるある相談コーナー【第 10 回目】



## ～会計基準法令と平成 28 年度決算のスケジュール～

みなさん、こんにちは。さてこれまでこの誌面でも何度かご紹介させていただきました通り、新会計基準は平成 27 年度からすべての社会福祉法人のすべての事業に対して、例外なく適用することが義務付けられました。そのため今年の春に行った決算処理では、すべての法人で新会計基準が適用されているはずですが、しかし実は本年 3 月 31 日に社会福祉法人会計基準は再度改正され、新しい会計基準を平成 28 年度から適用することとされました。また同時に社会福祉法の改正に伴い、平成 28 年度分からの決算スケジュールが大きく変化することになるのは確実な状況です。

そこでこの第 10 回では、最新の社会福祉法人会計基準と平成 28 年度決算のスケジュールについて、注意点をまとめておこうと思います。

### (1) 社会福祉法人会計基準が厚生労働省令に

これまでの社会福祉法人の会計処理の基準は、概ね次のような経過をたどってきました。

	名称	発出日	通知・省令番号
ア	社会福祉施設を経営する社会福祉法人の経理規程準則の制定について	昭和 51 年 1 月 31 日	社援第 25 号
イ	社会福祉法人会計基準の制定について	平成 12 年 2 月 17 日	社援第 310 号
ウ	社会福祉法人会計基準の制定について	平成 23 年 7 月 27 日	雇児発・社援発・老発第 0727 第 1 号
エ	社会福祉法人会計基準	平成 28 年 3 月 31 日	厚生労働省令第 79 号

アはいわゆる「経理規程準則」と呼ばれたもので、この頃の会計処理では減価償却などの手続きが行われておらず、貸借対照表と収支計算書のみが作成されていました。これは、社会福祉法人の行うすべての事業が措置制度に基づいていたため、施設に支弁された資金の管理のみが目的とされていたことによります。

イはこれまで「旧会計基準」と呼ばれていたもので、この会計基準の制定によって初めて、社会福祉法人においても減価償却等が実施され、実質的な損益計算が行われることになりました。そしてこれ以降、「指導指針」や「授産会計基準」など、施設の種別に応じた会計処理基準が同時に存在する時代となりました。

ウは一般に「新会計基準」と呼ばれたもので、平成 27 年度にはすべての社会福祉法人でこの新会計基準を適用することが義務化され、社会福祉法人に係るすべての会計処理基準が統一されました。

そしてエが、今般の社会福祉法改正に合わせて施行された会計基準で、平成 28 年度の会計処理から適用することとされました（以下「会計基準省令」と言います。）。

主な変更点	新会計基準	会計基準省令
作成書類の位置づけ	財務諸表	計算書類
様式番号	(例) 第 1 号の 1 様式	(例) 第一号第一様式
様式の名称	(例) 貸借対照表	(例) 法人単位貸借対照表
附属明細書の番号	(例) 別紙 1	(例) 別紙 3 (⑧)

### ① 会計基準省令における変更点

まず、新会計基準では「財務諸表」とされていた、資金収支計算書、事業活動計算書、貸借対照表などの書類が「計算書類」として位置づけられました。一般に、「計算書類」とは“経営体の利益を算出するために作成される書類”を指し、「財務諸表」は“経営体が利害関係者に対して経営成績や財務状態等を明らかにするために複式簿記に基づいて作成される書類”のことを指します。つまり財務諸表は利害関係人に対する説明を主な目的としており、その意味ではより情報公開を意識したものと言えますが、今般の会計基準省令では「計算書類」に変更されました。

また新会計基準における財務諸表と会計基準省令における計算書類は、基本的には同じ内容を示す書類であり、位置づけや構成も変更されてはいませんが、一部の書類の名称や様式番号が変更されています。そしてこのことは、附属明細書の様式番号にも同じことが言えます。

つまり逆に言えば、会計基準省令制定に伴う変更点はこれらのマイナーチェンジにとどまっており、会計処理の方法については基本的に何も変わっていないと言ってよいものです。

### ② 収益・収入の勘定科目

平成27年9月25日、新会計基準における収益・収入の勘定科目の変更が行われました。この変更は主に、介護保険事業における新たな事業の追加や、子ども・子育て支援新制度の施行に伴う再編成等が目的です（詳しくは第7回をご参照ください。）が、改正当時は、新たな勘定科目の使用は平成28年度からでよいこととされていました。ところがふたを開けてみると、平成28年度からは会計基準省令が適用されることとなったため、会計基準省令では平成27年9月25日の改正内容が反映されたものとなっています。

第7回の記事は  
ここをクリック

### ③ 経理規程の変更

会計基準省令の施行は、その内容としては確かにマイナーチェンジですが、経理規程に記載されている内容に変更が生じます。それは①や②で述べた、「財務諸表」を「計算書類」に変更すること、計算書類の様式名や様式番号、附属明細書の様式番号を変更すること、そして必要に応じて勘定科目一覧表を変更することなどです。本来経理規程の変更は、当初予算策定前に行っておくべきものですので、平成28年3月の理事会で承認を得るという手続きが正しいのですが、会計基準省令が制定されたのは3月31日ですから、事実上それは不可能だと言えます。したがって、5月の決算審議の理事会の際に承認を得ておくことが手順としては望ましいと言えますが、もし得られていない場合には、直近の理事会で承認を得ることが必要です。社会福祉法改正による定款変更の際して、間もなくすべての社会福祉法人が理事会を開催して定款変更等の承認を得る必要がありますので、その理事会において経理規程の変更を承認いただいくことが望ましいでしょう。

### ④ 会計ソフトの仕様変更の確認

前述の通り、現場の皆様が意識しているか否かにかかわらず、平成28年度は会計基準省令に基づいた会計処理を行っています。そのため平成28年度決算における計算書類は、様式の名称や様式番号が変更されている必要があります。現在お使いの会計ソフトが、会計基準省令に対応した仕様変更を行っているかどうか、または今後対応する予定がどのようになっているかについても確認しておくことが望ましいでしょう。

## (2) 平成 28 年度の決算スケジュール

これまでの社会福祉法人の決算スケジュールは概ね下の左側のような流れであったと思います。これが来年からは、右側のような流れになることが想像されます。

改正社会福祉法の多くの内容は平成 29 年 4 月 1 日から施行されますので、右の表に示しました通り、平成 28 年度決算からは 6 月頃開催される定時評議員会で承認を受けることとなります。このように見ると、決算処理のための時間に少し余裕ができたように思えますが、このとき注意すべきことがあります。それは、理事会と定時評議員会の間を 2 週間以上空ける必要があります。ですから実質的には、**6 月 10 日頃までには決算処理を終えて監事監査を受ける必要があります。**

時 期	今年まで	来年から
3 月末	会計期間終結	会計期間終結
4 月	決算処理作業	決算処理作業
5 月前半		
5 月後半	監事監査 評議員会 理事会で承認	監事監査 <b>理事会</b> で承認
5 月末日	資産総額の変更登記	
6 月前半	2 週間以上空ける⇒	<b>定時評議員会</b> で承認
6 月後半		現況報告書提出
6 月末日	現況報告書提出	現況報告書提出 資産総額の変更登記
7 月末日	税務署へ収支計算書提出	税務署へ収支計算書提出

なお、このスケジュールの場合、これまで 5 月末が期限であった「資産総額の変更登記」の手続きが間に合わないこととなります。この手続きは社会福祉法によって定められたものではなく、組合等登記令という別の法令に拠るもので、法務省が所管しています。そのため、この取扱いには組合等登記令の改正が必要になるわけですが、厚労省は 10 月を目途に改正予定であることを示しています。改正の方向性としては、資産総額の変更登記そのものを廃止するか、登記の期限を 6 月末とするか、いずれの方法しかないわけですが、9 月 26 日に開催された社会保障審議会福祉部会においては、後者すなわち資産総額の変更登記の期限を 6 月末とすることが明らかにされました。決算の承認は最終的に定時評議員会で行うこととなりますので、少し余裕をもって監事監査、理事会、定時評議員会の予定を考えておく必要があります。

なお参考までに、社会福祉法人におけるこれまでの評議員会は議決機関ではなく、理事会の諮問機関という位置づけでしたが、新たな制度では評議員会は理事会の上位に位置する、法人の最高議決機関になります。そのため理事会と定時評議員会の順序は現在とは逆になり、最終的に定時評議員会において決算の承認を受ける必要があります。

社会福祉法人に係る制度改革は、社会福祉事業に係る制度改革のみならず、会計基準の変更や社会福祉法の改正など、短期間で対応しなければならない様々な変化が生じています。年度末になって慌てることのないよう、早めにスケジュールを想定しておきたいものですね。

**※2 月に松本先生を講師に迎え、事務職員向けの会計に関する研修の開催を予定しております。**

松本 和也氏



松本氏は当事業の相談を担当している専門家。全国各地での研修会開催、書籍の出版などの活動も行っている。株式会社福祉総研所属。

### 「あるある相談コーナー」今までのテーマ

- ① リース会計について
- ② 旧会計基準「支払資金」
- ③ 新会計基準「支払資金」
- ④ 新会計基準「給食用材料」
- ⑤ 社会福祉法人 内部留保と情報公開
- ⑥ 社会福祉法人制度改革のゆくえ
- ⑦ 新会計基準の改正経緯・収入の勘定科目
- ⑧ 費用の勘定科目の使い方
- ⑨ 資金収支計算書と事業活動計算書

過去記事は  
ここをクリック